NEXTAGE Co.,Ltd.

最終更新日:2018年2月22日 株式会社ネクステージ

代表取締役社長 広田 靖治 問合せ先:管理本部 052-228-6914

証券コード:3186 https://www.nextage.ip/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Iコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、効率的かつ透明性の高い経営により企業価値の最大化と健全性の確保の両立を図ることが、経営の最重要課題であると認識し、(1)株主の利益の最大化、(2)ユーザー、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーとの良好な信頼関係構築、(3)継続的かつ安定的な成長をコーポレート・ガバナンスの基本的な方針と考えております。

そのために、業務執行に対する厳正かつ適法な監督・監査機能を実現し、有効的な内部統制の整備及び運用、コンプライアンスを常に意識した経営、グループ統治による子会社との適正な連携を意識した組織運営に注力しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳】

当社は現状、海外投資家の比率が10%未満であることから、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は実施しておりませんが、株主が議決権を行使しやすい環境を整えることは重要であると認識しております。今後、海外投資家の比率が20%を超えるタイミングで、議決権行使プラットフォームや招集通知の英訳導入を実施してまいりたいと考えております。

【補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供】

当社は、2017年11月末現在で海外投資家の比率が10%未満でありますが、決算短信の全文英訳や決算説明資料の英訳を自社ホームページで開示しております。しかし、ホームページの英訳は現状行っておりませんので、今後海外投資家の比率が20%を超えるタイミングで、実施を検討してまいりたいと考えております。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

当社は、経営陣による適切なリスクテイクに基づくビジネスモデルの提案を歓迎し、その内容を迅速かつ十分に検討し、取締役会で承認された議案を支援する環境を整えております。ただし、現在の経営陣の報酬体系は、その成果に対する明確なインセンティブの基準がないため、今後健全な企業家精神の促進を目的として、明瞭かつ客観的なインセンティブプランを検討してまいりたいと考えております。

【補充原則4-2-1 現金報酬と自社株報酬の適切な割合】

当社は、経営陣の報酬について業績と連動した報酬制度や自社株報酬制度は採用しておりませんが、今後、健全なインセンティブプランとして業績連動報酬を検討してまいりたいと考えております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役2名のうち1名を独立社外取締役として選任し、独立した立場から企業経営における豊富な経験と知見に基き適切な助言を受けており、十分な監督機能を確保できていると考えております。今後の増員につきましては、事業規模の拡大に応じて随時検討してまいりたいと考えております。

【補充原則4-8-1/4-8-2 独立社外取締役による、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有】

当社は、現在1名の独立社外取締役を選任しており、社外取締役1名を含む他の役員と積極的な意見交換を行い、取締役会において独立した立場から客観的な意見を延べ、その職責を果たしていると考えております。今後、会社規模の拡大に伴い独立社外取締役を複数名選任した場合には、独立社外者のみを構成員とする会合の開催及び筆頭独立社外取締役の選任を検討してまいります。

【補充原則4-10-1 重要事項の検討に関する独立社外取締役の適切な関与・助言】

当社は、取締役、監査役、執行役員の指名及び報酬の決定については、代表取締役及び役付取締役が、事前に選任理由及び報酬の妥当性を検討した上で、取締役会に附議し決議しております。今後、役員の指名及び報酬の決定に関する客観性・透明性を確保すべく、独立社外取締役及び社外取締役を含めた諮問委員会の設置を検討してまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社の、取締役・監査役に対するトレーニングの方針は下記の通りです。下記のほか、役員が習得すべき事項については、随時、外部セミナー 等の講習の機会を会社の費用をもって提供いたします。

- (1)新任取締役就任時は、担当取締役が法令に基づいた取締役の法的な義務・責任を説明し、必要に応じて外部セミナー等の機会を提供する。 (2)社外役員を招聘する際は、会社の経営戦略・事業内容・財務内容を代表取締役及び各担当取締役が説明するとともに、事業場の見学を実施
- し当社事業に関する知識を習得する。 (3)監査役は日本監査役協会等が開催する講習会等で必要な知識を習得する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、いわゆる政策保有株式として上場株式を保有しておりません。基本的に政策保有株式は保有しない方針でありますが、発行会社との業務提携・取引関係の強化等、業務上の必要性があると判断した場合は、その効果・必要性を総合的に勘案してその保有の可否を決定いたします。保有継続の判断につきましては、個別銘柄ごとに当社とのシナジーや経済的合理性を考慮し、その保有の意義を定時の取締役会で定期的・継続的に検証し決定いたします。保有株式に関する議決権の行使につきましては、その議案が発行会社の中長期的な企業価値向上につながる意思決定であるかどうかを適切に判断し賛否を決定いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、会社や株主共同の利益を害することのないよう、関連当事者との取引に関する取り扱いを「関連当事者管理規程」に定め運用しておりま

す。役員が一定額以上の取引を行なう場合には、事前に取締役会で取引の妥当性を検証し、承認を得ることを条件としております。また、期末に 関連当事者リストに基づき関連当事者との取引を調査するとともに、各役員に調査票を配付し取引の有無について確認することとしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の企業理念や経営理念、経営戦略、経営計画につきましては、当社コーポレートサイト及び決算説明会資料等にて開示しております。

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスの関する基本的な考え方は、当社コーポレートサイトに開示しており、また基本方針はコーポレートガバナンスに関する報告書、有価証券報告書に記載しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の経営陣幹部の報酬につきましては、業績面や管理面を総合的に勘案し、人事評価手続きに基づき取締役会にて決定しております。取締役の報酬につきましては、会社の業績や経営の状況、経営に対する貢献度等を総合的に勘案し、その総額を株主総会で決定した範囲内で毎年見直し、取締役会にて決定する旨を「役員報酬規程」に定めております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、経営陣幹部と取締役候補、監査役候補の選任につきましては、下記の点を判断の方針として候補者を決定しております。

(i)経営陣幹部の選任と取締役候補の選任について

当社の企業理念や経営理念を理解し、優れた経営判断能力と豊富な実務経験による迅速な意思決定が行えることを以て当社グループ事業の更なる成長や発展への貢献が期待できること、当社が抱えるリスクや課題、問題の把握とその解決能力を有していること、法令や企業倫理に高い意識と見識を有していることなどを総合的に判断し、取締役会で審議し候補者を決定しております。

(ii) 監査役候補の選任について

当社の企業理念や経営理念を理解し、高い専門性と多様な見識を以て独立的・中立的な視点から監査を実施できること、取締役の職務執行が法令及び定款を遵守して行われているかを監査し、当社グループの透明性と企業価値を高められることなどを総合的に判断し、監査役会の同意を得た上、取締役会で審議し候補者を決定しております。

(5)取締役会が上記を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明 当社は、社外取締役及び社外監査役候補者の経歴・選任理由につきましては、株主総会招集通知参考書類に記載しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・青務】

当社は、「取締役会規程」において、法令及び定款に定められた事項の他、取締役会が決議すべき事項について規定しております。また「取締役会規程」に定めていない事項については、「職務権限規程」及び「決裁権限一覧」として定め、経営陣の権限と責任の範囲を明確にしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役を金融商品取引所が定める基準を参考に、実質的な独立性を担保するとともに、独立した立場から取締役会における活発な論議を期待できる資質を持った候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、経営・営業・管理に関する専門知識のバランスを考慮し、豊富な経験をもとに迅速な意思決定ができることを基準に選任した取締役と、事業経営に関する豊富な経験と見識を有する社外取締役で構成されています。また、迅速な意思決定を目的として取締役会の人数を10名以内と定めております。

社外取締役を含め取締役候補者の選任については、当社の企業理念や経営理念を理解し、優れた経営判断能力と豊富な実務経験による迅速な意思決定が行えることを以て当社グループ事業の更なる成長や発展への貢献が期待できること、当社が抱えるリスクや課題、問題の把握とその解決能力を有していること、法令や企業倫理に高い意識と見識を有していることなどを総合的に判断し、取締役会で審議し候補者を決定しております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況】

取締役及び監査役の他社の役員としての兼任状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書で開示しております。常勤取締役の一部は当社の関連会社の役員を兼務しておりますが、当社グループの経営の一環としてその役割・責務を果たしております。社外取締役1名及び社外監査役1名は他の上場会社の取締役を兼任しておりますが、その数は合理的な範囲内でありその役割と責務に問題のない体制となっております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指し、株主との対話に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

<株主と建設的な対話に関する方針>

- (1)当社は管理本部総務人事課にIR・広報担当者を配置し、社内の各部門と連携を取り、個人株主および機関投資家との対話に対応しております。
- ・。 (2)当社は個別面談以外に多様な方法でステークホルダーとの対話促進に努めており、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。
- (i)機関投資家・アナリスト向け説明会の開催(年2回)
- (ii)海外機関投資家との電話会議の実施
- (iii)証券取引所や証券会社、IR支援会社等が主催する個人投資家向け説明会への参加
- (3)当社は半期ごとに決算短信に関する決算説明会を開催し、四半期ごとに機関投資家訪問を行っております。また決算説明会、機関投資家訪問実施後には、取締役会にて報告を行っております。
- (4)株主との対話にあたっては、法令及び関連規則などを遵守し、インサイダー情報を適切に管理しております。
- (5)当社は必要に応じ株主構造・構成の把握に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社SMN	8,400,000	37.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,911,300	8.43
広田 靖治	1,234,800	5.45
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,180,000	5.20
東京海上日動火災保険株式会社	710,900	3.13
川口 敦司	448,100	1.97

OBERWEIS INTERNATIONAL OPPORTUNITIES INSTITUTIONAL FUND	322,000	1.42
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	320,700	1.41
OBERWEIS INTERNATIONAL OPPORTUNITIES FUND	287,500	1.26
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	253,200	1.11

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし
補足説明	

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	11 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

■ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期 <mark>更新</mark>	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

丘夕									K)			
氏 名	馬往	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
藤巻 正司	他の会社の出身者							Δ				
松井 忠三	他の会社の出身者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
- % 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「〇」、「過去」に該当している場合は「 Δ 」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- ・ 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤巻 正司			藤巻氏は、事業会社と投資会社においての業務経験があり、当社がIPOの準備をするにあたって適切なアドバイスを頂くことを期待し選任いたしました。なお、IPO後においても同氏には、幅広い活動経験と豊富な専門知識を当社の経営に活かし、取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言、提案をいただいております。
松井 忠三	0		松井氏は、企業経営における豊富な経験と深い見識があり、当社の今後の企業価値向上に向けた組織基盤や店舗営業における管理体制の構築、内部統制やコンプライアンス体制の強化に十分な役割を果たしていただけるものと判断したためです。また、当社と松井氏との間に特別な利害関はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、三様監査(監査役、会計監査人、内部監査部門)報告会を原則2ヶ月に1度開催することとしており、監査役監査における取締役の業務 執行の監査結果の報告及び内部監査における業務上の内部監査の結果を報告しております。

当社は積極的に三様監査を行い、情報の共有化を図り、監査業務の効率化に努めております。また、会計監査人の往査時においても三者間で監査の実施状況に関する情報を共有することにより、定期的に連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性					会	社と	:の[月係(X)				
Д а	馬江	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	ı	m
春馬 学	他の会社の出身者								Δ					
村田 育生	他の会社の出身者								Δ					

- ※ 会社との関係についての選択項目
- % 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「〇」、「過去」に該当している場合は「 Δ 」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- I 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
春馬 学	0	春馬氏は、弁護士の資格を有しており、春 馬・野口法律事務所の所長、ポバール興 業株式会社の社外監査役を兼務しており ます。	春馬氏は弁護士であり、法律の専門家としての見識に優れ、社外者の客観的な視点から、当社のコンプライアンス体制、ガバナンス体制及び業務執行の監査を行っているため、独立役員として指定しています。なお、同氏は当社の顧問弁護士でしたが、顧問契約期間中に多額の報酬を支払っておらず、また2010年3月31日をもって顧問契約は終了していることから、一般株主と利益相反の生じる恐れはないものと判断しています。
村田 育生		村田氏は、株式会社ガリバーインターナショナルの元取締役副社長であり、現在は村田作戦株式会社(コンサルタント業務)の代表取締役を兼務しております。	村田氏は、当社と同業種である事業会社での 経験があり、豊富な知識と経験を活かした監査 機能を期待し選任いたしました。同氏は当社取 締役会、監査役会において社外監査役という

立場から業務執行状況、議案・審議等に中立 かつ客観的な立場で積極的にご発言されてお ります。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

独立役員につきましては監査役1名及び取締役1名を選任しておりますが、必要に応じて追加の招聘を検討いたします。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役に対して業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、ストックオプションの付与を行っております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、当社取締役、監査役及び従業員並びに、子会社従業員及び社外協力者に対して、当社グループの企業価値向上に対するインセンティブ制度として、ストックオプションの付与を行なっております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の開示に関しては、取締役報酬の総額を事業報告及び有価証券報告書に記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方 針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬の算定方法は最低保証額を確保し、当期純利益の増減率に応じて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役が当社の情報を収集しやすい環境を整備するために、取締役会で経営会議における議案・決定事項の報告を行っております。また、社内の担当セクションからの情報伝達については、社外取締役に対しては社内取締役が情報共有を積極的に行っており、社外監査役に対しては社内監査役が対応しております。社外監査役報酬の水準及び決定方針は、監査業務の役割に応じ監査役会にて決定しており、社外取締役に関しては適宜役割に応じて見直しをしていく方針であります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は取締役8名のうち2名が社外取締役であり、監査役3名のうち2名が社外監査役であります。当社はガバナンス強化のために社外役員を選任しております。社外役員は投資会社の代表取締役、弁護士、事業会社の役員経験者といった経験豊富な者を選任し、社内取締役の業務執行の状況等を監督しております。また、社外役員の各分野での経験を活かしたアドバイスを適宜頂いております。取締役報酬の決定については、役割に応じて報酬額を決定し、取締役会で決議を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由といたしましては、社外取締役2名、社外監査役2名を選任することにより、社外からの監視機能を強化することを目的としております。会社の運営を適正に行えるよう、社外取締役及び社外監査役におきましては、各分野での経験を活かした指摘をいただけることを期待しており、このような体制を選択しております。

社外取締役の藤巻氏に関しては、事業会社及び投資会社の経験があり、当社のIPOにあたり適切なアドバイスを頂き、現在も様々な助言及び提案を頂いております。

社外取締役の松井氏は上場会社の役員として豊富な経験を有し、組織基盤や店舗営業における管理体制の構築、内部統制やコンプライアンス

体制の強化に十分な役割を果たしていただけるものと判断しております。

社外監査役である春馬氏は弁護士であり、当社のコンプライアンス体制の強化に対してアドバイスを頂いております。また、社外監査役である村田氏は当社と同業種である事業会社での経験があり、経験を活かした監査機能を果たしております。

当社におけるコーポレート・ガバナンス体制は、現場からの報告事項、改善事項を決定する機関として経営会議を行っており、また、リスクマネジメント委員会を経営会議内で行うことで、潜在リスクに関して経営会議メンバーに伝達できる体制を構築しております。更に業務執行に関する監視を行うため、内部監査室・会計監査人・監査役会が情報を共有し、代表取締役社長の直轄部署である内部監査室の監査報告を適宜、代表取締役社長へ伝達する体制を整備しております。

上記のとおり経営監視機能の強化を図る目的で現状の体制を選択しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会の活性化及び円滑化を目的として、株主総会招集通知の早期発送をを可能 にするため、決算処理の早期化及び招集通知作成の早期化等の社内体制の整備に取組んで いく方針で考えております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算期が11月ということもあり、株主総会の設定月は比較的閑散期であります。
招集通知(要約)の英文での提供	外国株主が増加した際には導入していく方針で考えております。
その他	株主総会の活性化及び円滑化を目的として、株主総会招集通知を発送前に当社ウェブサイト 掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回以上の個人投資家向け説明会の開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説 明会を開催	年2回以上の、アナリスト・機関投資家向け説明会の開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIRサイトを設け、決算情報、適時開示資料、株主総会 招集通知などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部総務人事課をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	当社は、株主、従業員、取引先、顧客をはじめとするステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を提供することが重要であると認識しており、当社ホームページ及び適宜開催の会社説明会等を通じて情報提供を行っております。

1V内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は平成27年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則の改正内容に基づいて、内部統制システムの一部を改定いたしました。当社はこの内部統制システムに基づき当社グループの業務の適正を確保し、経営環境の変化に応じて必要な見直しを行い、実効性のある内部統制システムを運用してまいります。

a.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の会社の業務の適正を確保するための体制に ついての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(ア)コンプライアンス体制の基礎として、「ネクステージ行動指針」を定め、企業理念の基本姿勢を明確にするとともに、その周知を図ることとする。 (イ)各種研修において、コンプライアンスに関して継続的に啓蒙教育を実施する。

(ウ)コンプライアンス委員会を設置し、毎月コンプライアンス体制の状況報告、改善提案を行いコンプライアンス体制の強化に努めることとする。

(エ)内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を置き、内部監査規程に基づき定期監査及び臨時監査を行うこととする。

(オ)取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、月 2回定時に開催される経営会議にて報告する。

(カ)法令違反、その他コンプライアンスに関する事実についての社内通報制度を設け、内部通報制度運用規程に基づきその運用を行うこととする。

(キ)監査役は当社の法令順守体制及び社内通報体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

b.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で定められた期間、 保存・管理することとする。

c.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア)当社は、当社の業務執行に係るリスクに関して、個々のリスクの領域毎に、当該リスクに関する事項を統括する担当取締役が、それぞれのリスク管理体制を整えることとする。

(イ)不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

d. 取締役の職務の執行が効果的に行われることを確保するための体制

(ア)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。また、取締役会の下に経営会議を月2回定時に開催し、取締役会の議論を充実させるべく事前に審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議し、意思決定を行う。

(イ)取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

e.当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するために、グループ会社で諸規程を定めるものとする。経営管理については、関連会社会議において業務の執行、施策の実施状況に関して報告を行うこととする。また関連会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社管理を行うものとする。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

内部監査担当及び監査役から要請を受けた時には、監査役の職務を補助するものとする。この場合には当該使用人の取締役からの独立性を確保することとし、業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。

g.取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア)当社グループの取締役及び使用人は業務又は業績に与える重要な事項については、遅延なく監査役に報告するものとする。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

(イ)監査役は、会計監査人、内部監査担当、関連会社管理担当と情報交換に努め、連携して当社グループの監査の実効性を確保するものとする

。 (ウ)監査役に情報提供を行った者が不利な取り扱いを受けないための措置を講じるものとする。

(エ)監査役会は監査の実施にあたり、必要に応じて法律・会計の専門家に相談することができ、その費用は会社が負担するものとする。

h.反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、公共の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体からの不当な要求等を一切排除する。グループ内において反社会的勢力との 関係遮断を周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には速やかかつ適切に対処する体制を構 築している。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力に対し一切の関係をもたず、不当な要求や取引に応じたりすることがないよう毅然とした姿勢で、組織的な対応をとることとしております。そのため、管理本部総務人事課を反社会的勢力担当部署として、「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、関係行政機関等からの情報収集に努め、またこれらの問題が発生した時は、関係行政機関や顧問弁護士と緊密に連絡を取り組織的に対処できる体制を構築しております。

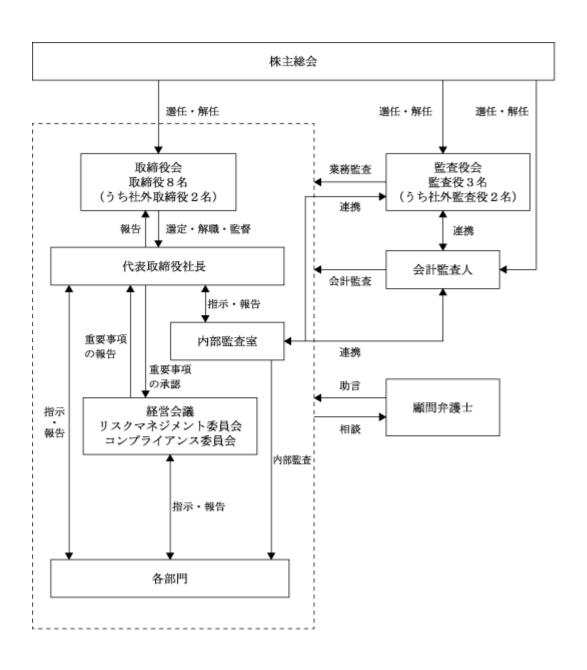
Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	な

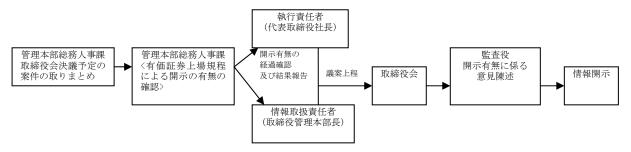
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

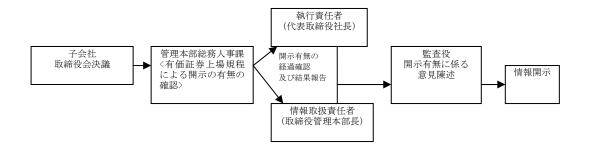


適時開示体制の概要

<当社に係る決定事項・決算に関する情報等>



<子会社の決定事実に関する情報>



<当社グループに係る発生事実に関する情報>

